

## 舞洲で車両を利用される企業管理者様へ

舞洲地区内の道路（臨港道路）は、不特定多数の人や車両が自由に往来できる道（道路交通法が適用される一般交通の用に供する道）となります。駐車禁止標識や法定で禁止されている場所（交差点内、駐車場出入口付近等）に駐車されますと取締りの対象となります。

また、道路を車庫代わり（昼夜を問わず長時間駐車・継続駐車 of 繰り返し等）としていると、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」違反となり、3月以下の懲役や20万円以下の罰金（略式裁判等：前科）が科せられます。

さらに営業ナンバーや会社名義車両については、会社に対しても処罰・責任が追及される場合もあります。

道路に駐車されることで、通行車両の妨げとなり交通事故の原因ともなりますので、舞洲地区を利用の際は、道路に駐車しないようよろしくお願いいたします。

令和6年10月7日

大阪府此花警察署交通課交通指導係 06-6466-1234(内 425)

大阪港湾局計画整備部施設管理課 06-6572-2674